

宮崎県警察安全相談管理システム運用要綱の制定について（例規通達）

平成27年1月29日

例規第3号

この例規通達は、県民等から警察に寄せられる相談について、その情報を一元的に管理するとともに、業務の適正管理、効率化を図るためのシステム運用に関する内容を定めたもの  
主な内容は

- 運用の目的
- 運用の基本
- システムの構成
- 運用体制
- 運用要領

等である。